

電波法関連法令 無線設備規則の改正により

旧規格の特定小電力無線機器の「移行期限」が「当分の間」延長されました。

2022年11月30日



特定小電力無線機器は電波を利用するから電波法で定められた技術基準を満足する必要があります。特定小電力無線機器は電波法令の技術基準に適合していることを証明する「技術基準適合証明・工事設計認証」によって技術基準を満足し、免許をお持ちでない方でもお使い頂けるようになっています。

平成17年に電波法関連法令である無線設備規則において、無線設備のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されました。

特定小電力無線機器についても平成17年の改正以降は、改正後の技術基準で「技術基準適合証明・工事設計認証」を受けていますが、それまでにご購入頂いたお客様の特定小電力無線機器(改正前に「技術基準適合証明・工事設計認証」を受けた特定小電力無線機器)は、移行期限として令和4年(2022年)11月30日までしかご使用頂けないことになっていました。

しかしながら昨今の新型コロナウィルス感染症による社会経済への影響等によって、設備製造や移行作業に遅れが生じています。このような社会経済情勢に鑑み、「移行期限」が「当分の間」延長されました。

旧スプリアス規格の特定小電力無線機器は令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えないこと(※)を条件に使用が許されます。ただ、新スプリアス規格への移行は今後も継続するものであるため、こういった状況の中から、お早目の新スプリアス規格適合機器への移行をご検討ください。

※今後、電波法の改正等(周波数改編、新しい無線機器の開発等)による電波利用環境の変化により、他の無線局を利用しているユーザから総務省等へ問い合わせが行われた際、探査等によりその原因が旧スプリアス規格の無線設備であることが判明した場合、使用の停止や運用の制限の交渉に対して、低位になる可能性があります。

お使いの特定小電力無線機器の品番、認証番号をお確かめください。

お使いの特定小電力無線機器が旧規格に該当するか品番・認証番号をご確認ください。

ご不明な場合は、各営業所または販売代理店までご相談ください。



詳細は、総務省の電波利用ホームページをご覧下さい

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>
https://www.soumu.go.jp/main_content/000762612.pdf

